明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四一）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産五五三）　一〇
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同五五四）　一四
○肥料を登録した件（同五五五）　一四
○航路標識に関する件（海上保安庁一六～一九）　一五
○吉野熊野国立公園の指定植物を指定する件（環境三七）　三
○白山国立公園の指定植物を指定する件（同三八）　三五
○自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件（同三九）　三七

〔人事異動〕
法務省　三六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責、再生関係　三五
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、税理士証票無効・登録抹消、地方職員共済組合定款の一部変更関係　四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二～五六

省令

○国土交通省令第四十一号

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第五条第一項第四号及び第二項、第六条第一項第一号並びに第十六条第二項の規定に基づき、港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫